

嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト事業計画策定支援業務 仕様書

1 業務の目的

嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の事業計画策定にあたって、住民等の意見をふまえた事業計画原案を作成するとともに、事業計画を広く周知することを通じて地域の機運醸成を図る。

※本プロジェクトの想定イメージは別紙1「嶺南における地域資源の新たな魅力創出プロジェクトについて」参照のこと。

2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

(1) 事業計画原案作成業務

- ・福井県、嶺南全市町（敦賀市、小浜市、美浜町、若狭町、おおい町、高浜町）、県が選定する本プロジェクトのディレクター（民間の専門人材）、ディレクターとともに選定した有識者など（以下、「ディレクターチーム」という。）と協働し、事業計画原案（以下、原案）を作成すること。
※事業計画の最終案は受託者の原案をもとに、コンセプトやキービジュアルを含めディレクターが作成する。また、事業計画の最終案は県と嶺南市町の首長等による策定会議に諮り、会議での了承を得て決定される。
- ・事業計画原案の骨子を9月末までに県とディレクターチームに提示すること。
- ・事業計画原案の作成にあたっては、受託者からも積極的な提案を行うこと。
- ・事業計画原案の項目については、別紙2「事業計画（イメージ）」を参照のこと。
- ・事業計画に基づいて具体的なプログラムを実施する際の基礎資料として地域資源や会場候補地などの素材を収集するため、次の業務を行うこと。

ア 地域資源調査

(ア) 住民等の意見を参考に、本プロジェクトを実施するにあたり活用したい地域資源を調査し、各資源の詳細を含めてリスト化すること（参考様式3）。リストには個票を添付すること（参考様式4）。

- ・地域資源の範囲は、自然、歴史、美術、音楽、文学、伝統工芸、伝統芸能、食、人材、施設、子育て、交通等、幅広くとらえて構わない。（別紙1参照）
- ・各市町20件以上あげること。

(イ) 住民等の意見を引き出すため、ワークショップおよびアンケートを実施すること。

a ワークショップの企画および運営

○ワークショップ概要

時 期	令和8年秋頃
場 所	嶺南各市町1カ所以上
対 象	嶺南地域に在住する住民（在勤・在学を含む）
回 数	10回程度（嶺南全市町で各1回は開催）
参加見込	1回あたり20人程度
その他	市町ごとの開催に加え、世代別・属性別に開催するなど、効果的な意見の収集につながる工夫を施すこと

○業務項目

- ・ワークショップの企画（集客のための工夫を施すこと）
- ・ワークショップの運営（ファシリテートを含む）
- ・会場の手配および使用料の支払
- ・チラシ等の作成・印刷・配布を含む集客のための効果的なプロモーション
- ・必要な材料や消耗品および備品等の手配および支払
- ・当日運営スタッフの手配および進行要領等の作成
- ・当日の記録および報告書の作成

b アンケートの作成および集計

○アンケートの概要

時期	令和8年秋頃
対象	嶺南市町に在住する住民
方法	アンケート用紙およびWebフォームからの回答
回答数	300件を目安

○業務項目

- ・アンケートの設問、様式の作成（Webのアンケートフォーム作成を含む）
- ・集計および報告書作成

イ 会場候補地調査

- ・具体的なプログラムを実施する際に会場候補となり得る場所を調査し、各候補地の詳細を含めてリスト化すること（参考様式5）。リストには個票を添付すること（参考様式6）。
- ・各市町10カ所程度を想定（アの地域資源とイの会場候補地が重複してもよいが、それぞれに個票を作成すること）

(2) 計画周知業務

策定する事業計画を広く周知し、地域の機運醸成を図るため、以下の業務を行うこと。

ア シンポジウム開催補助

著名なクリエイティブ人材や地域づくりで活躍する人材を招き、機運醸成を

図るシンポジウムを開催するため、以下の業務を行うこと。

○シンポジウム概要

時期	令和9年3月上旬
場所	嶺南市町 ※県と協議の上、決定
対象	嶺南市町に在住する住民を中心とした一般
回数	1回
モデレーター	ディレクター（予定）
登壇者	著名なクリエイティブ人材、地域づくりで活躍する人材等 3～5名程度（予定）
参加見込	50～100人程度

○業務項目

- ・会場の手配および使用料の支払
- ・チラシ作成・印刷・配布を含む、集客のための効果的なプロモーション
- ・登壇者への謝金等の支払
- ・登壇者用弁当・お茶等の手配および支払
- ・当日運営スタッフの手配および進行要領等の作成
- ・シンポジウムの運営（司会・進行を含む）
- ・当日の記録および報告書作成

イ 事業計画周知用リーフレットの作成

- ・本事業計画を分かりやすく解説したリーフレットを作成すること。
- ・仕様：A3両面カラー 2つ折り 5,000部程度

(3) その他

- ・事業計画策定会議（年3回程度）、市町担当者会議（年5回程度）等に参加すること。
- ・上記会議に向けて提案、進捗状況等の報告、資料提供等を行うこと。

(4) 成果物の納品

ア 納品物および期限

納品物	期限	提出方法
ワークショップ・アンケート報告書	令和8年12月25日（金）	電子データ
地域資源・会場候補地リスト	令和8年12月25日（金）	電子データ
シンポジウム報告書	令和9年3月31日（水）	電子データ
事業計画周知用リーフレット	令和9年3月31日（水）	電子データ、紙媒体

イ 提出先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課（以下「県」という。）

3 実施上の留意点

- (1) 本業務を進めるに当たっては、業務の全般を監督する責任者を設けること。
責任者は、県および本プロジェクトを総合的に監修するディレクターチームと
随時情報共有・協議しながら業務を進めること。
- (2) 受託者は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。
ただし、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託
先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱
う情報、再委託先における安全性および信頼性を確保する対策ならびに再委託
先に対する管理および監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に県の承認
を得るとともに、再委託先に対し本業務に係る一切の義務を遵守させ、その行
為および結果について責任を負わなければならない。
- (3) 受託者は、本業務に付随する支払業務を遅滞なく行うこと。また、それらに
係る費用は委託料に含むものとする。
- (4) 本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処
理するとともに、速やかに県に報告すること。
- (5) 県は、委託業務の仕様を変更する必要がある場合は、受託者と協議のう
え、合理的な範囲内でこれを変更することができる。

4 著作権等

受託者は、受託業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律
第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）を県に無償で譲渡するものと
し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

また、受託者は、成果物に係る全てについて、県の承諾を得ずに第三者に公
表、貸与および使用させてはならない。

5 情報管理等

- (1) 書類および電子データの適正な管理・保管
受託者は、本業務にかかる書類および電子データについて、常時、県からの
求めに応じ検索できる体制を整えるとともに、毀損、紛失、処理漏れ等が生じ
ないように、適正に管理すること。
- (2) 情報セキュリティ対策等
ア 守秘義務および資料転用の禁止
受託者は、本業務を実施するうえで知り得た情報に対する守秘義務を遵守
するとともに、申請者からの提出のあった各種書類および電子データならび
に県が提供する一切の資料および電子データを本業務以外の目的で使用して
はならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様と
する。

イ 個人情報の保護

受託者は、個人情報の適切な管理を行い、契約書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

ウ メール誤送信の防止

電子メールの誤送信による個人情報の漏えいを防ぐための対策を講じ、業務開始前に書面により防止策を県に報告すること。

エ 事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理により、情報保全ができなかったまたは保全できていない可能性が生じた場合、直ちに県に報告し、県の指示に従い対応すること。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏洩等に係る損害賠償金を含む。）は、全て受託者が負担するとともに、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく県に提出すること。

6 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、ならびに定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ定める。